

地域未来投資促進法における
地域経済牽引事業計画の
ガイドライン

令和 7 年 4 月
経済産業省
経済産業政策局
地域経済産業政策課

— 目次 —

第 1 地域経済牽引事業計画の作成について	1
I 必須記載事項.....	1
1 地域経済牽引事業の内容及び実施期間	1
2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法	3
3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果	5
II 任意記載事項.....	7
1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項	7
2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積.....	7
3 特定事業者が法第 19 条第 3 項、第 28 条又は第 29 条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項.....	7
4 一般社団法人が法第 23 条第 1 項又は第 2 項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項.....	9
5 補助金等交付財産の活用に関する事項	10
6 法第 25 条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合の事項.....	11
第 2 地域経済牽引事業計画の承認について	12
1 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含まない場合..	12
2 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合.....	13
3 その他留意事項.....	13
第 3 承認地域経済牽引事業計画の変更について	16
1 承認地域経済牽引事業計画の変更申請.....	16
2 承認地域経済牽引事業計画の変更の承認.....	16
第 4 承認地域経済牽引事業計画の承認の取消しについて	17
第 5 法第 25 条に基づく確認について	18
1 法第 25 条に基づく確認の基準.....	18

2	法第25条に基づく確認の流れ.....	30
第6 承認地域経済牽引事業の実施状況の報告について..... 33		
1	実施した地域経済牽引事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容..	33
2	実施した地域経済牽引事業の経済的効果の状況.....	34
3	実施した地域経済牽引事業の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する実績.....	35
4	その他.....	35
第7 地域経済牽引事業に関する手続について..... 36		
(参考) 地域経済牽引事業計画に係る特例措置について..... 36		
1	法第15条に規定するみなし特定事業者の特例.....	36
2	法第19条に規定する中小企業信用保険法の特例.....	37
3	法第20条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例.....	37
4	法第21条に規定する食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例.....	38
5	法第22条に規定する株式会社日本政策金融公庫法の特例（クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）.....	38
6	法第28条に規定する中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例.....	40
7	法第29条に規定する被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等（事業譲渡の際の免責的債務引受の特例）.....	40
別添資料..... 1		
	(別添1) 地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱.....	1
	(別添2) 評価委員の先進性の評価に関する提出書面【様式】.....	3
	(別添3) 先進性の評価に係る合議に関する提出書面【様式】.....	4
	(別添4) 法第25条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書..	5
	(別添5) 法第15条に規定するみなし特定事業者の特例又は法第19条に規定する中小企業信用保険法の特例に関する書面の例.....	1

第1 地域経済牽引事業計画の作成について

地域経済牽引事業計画の承認申請書の宛名には、原則として都道府県知事名を記載すること。ただし、地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合は、主務大臣名を記載すること。

地域経済牽引事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施期間

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

(同意基本計画の名称)

地域経済牽引事業を行う主な実施場所を促進区域とする同意基本計画の名称を記載すること。

(活用する地域の特性及びその活用戦略)

当該同意基本計画の「5 (1) 地域の特性及びその活用戦略」から、当該事業が該当するものを記載すること。

(2) 地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

申請者(代表者)及び地域経済牽引事業を共同して行おうとする者について、①名称、②住所、③代表者名、④資本金、⑤従業員数、⑥業種、⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割を記載すること。

「④資本金」は、承認申請時の資本金を記載すること。なお、申請に当たってはその根拠資料を示すこと。根拠資料は、履歴事項全部証明書、資本金の額がわかる決算書類等が想定される。ただし、承認申請時に中小企業者又は特定事業者でない場合は、根拠資料の提示を不要とする。

「⑤従業員数」は、承認申請時の常時使用する従業員の人数を記載すること。(事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。)なお、申請に当たってはその根拠資料を示すこと。根拠資料は、直近の確定申告書類(法人事業概況説明書)、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳のほか、従業員名簿等の事業者が作成する任意の書類等が想定される。ただし、承認申請時に中小企業者又は特定事業者でない場合は、根拠資料の提示を不要とする。

「⑥業種」は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号(4桁)を記載すること。別業種に属する複数の事業を持つ場合は当該事業者の「主たる事業」に該当する業種を記載すること。「主たる事業」は、売上高・付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業を指す。

日本標準産業分類は、以下の総務省HPで確認することができる。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

「⑦法人番号」については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない

いは、記載不要とする。

「⑨役割」については、地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合に、具体的に記載すること（構成員という記載は不可）。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項に規定する「地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むとき」とは、地方公共団体と民間事業者が共同で地域経済牽引事業を行い、その地方公共団体が行う事業が地域経済牽引事業の実施に必要な不可欠な場合が該当する。

具体的には、次のような事業が該当する。

- ① まちづくりと一体となった観光事業として、地方公共団体が事業としてマスタープランを作成し周辺の道路等のインフラを整備する事業
- ② 特産品を開発・販売する事業として、地方公共団体が市場調査や広報活動、展示会の開催などを行う事業
- ③ 第三セクターなど地方公共団体が一定の影響力を有する団体が参加している場合であって、当該団体への地方公共団体の出資比率が50%以上である事業

他方で、地方公共団体が補助金や地方税の減免等の財政的な支援のみで事業を支援している場合などは、該当しない。

（3）地域経済牽引事業として行う事業の内容

（事業名）

他の事業と区別できるよう、地域経済牽引事業の内容が把握できる簡潔な事業名を付け、記載すること。

（関連する業種）

地域経済牽引事業と関連する業種を日本標準産業分類の中分類で記載すること。

（地域経済牽引事業の内容）

地域経済牽引事業の実施背景やこれまでの経緯などを記載した上で、地域経済牽引事業計画の承認を受けた後に実施する予定の地域経済牽引事業の内容について記載すること。具体的な製品・商品・サービスの開発や売上げの増加等の目標を達成するための手段などを記載すること。

（活用を予定する支援措置）

地域経済牽引事業の承認を受けた後に活用を予定する支援措置（活用を検討中のものを含む。）を以下の中から全て記載すること。

- ・みなし特定事業者の特例
- ・事業環境整備への提案
- ・農地転用の配慮
- ・市街化調整区域での開発の配慮
- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

- ・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例
- ・株式会社日本政策金融公庫法の特例（クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）
- ・一般社団法人の地域団体商標の登録主体追加
- ・地域団体商標の登録料等の減免
- ・地域未来投資促進税制
- ・地方公共団体による地方税の減免
- ・財産処分の特例
- ・中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例
- ・事業譲渡の際の免責的債務引受の特例
- ・国の予算による措置（地域経済牽引事業計画の承認を受けたことによる優先採択などがある場合）
- ・地方創生推進交付金を活用した地方公共団体による支援
- ・政府系金融機関による金融支援
- ・その他（地方公共団体独自の地域経済牽引事業のための支援措置などを記載。）

（その他）

上記事項以外に、地域経済牽引事業計画の承認に係る審査に必要な事項を記載すること。

例えば、次のような事項を記載すること。

環境保全のために配慮を行う事項として、「(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所」に国立・国定公園その他環境保全上重要な地域を含む場合、公園計画との整合、関係機関（地方環境事務所、各地方公共団体の自然環境部局等）との事前の調整の状況や環境保全対策について記載すること（記載例：本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所と調整を行った上で策定したものである。）。

（4）地域経済牽引事業を行う主な実施場所

地域経済牽引事業を行う主な実施場所を地番等で記載すること。

実施場所ごとに、当該事業のどの部分を行うか記載すること。

※ 販路の拡大を行う場合等においては、地域単位で記載すること及び促進区域外の場所を記載することも可能とする。

（5）地域経済牽引事業の実施期間

実施期間は、5年を超えない範囲で定めることとし、同意基本計画の計画期間の終期を超えて定めることができる。

実施スケジュールは、地域経済牽引事業計画を承認する都道府県などが事業の進捗管理を行うことができるよう、取組事項ごとに記載すること。

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別表1-1に記載すること。

記載に当たっては、必要な資金の額とその調達方法がわかるよう、地域経済牽引事業計画の実施期間中の事業年度別に、該当する欄に金額の概算を記載すること。

日本政策金融公庫による融資制度等（地域活性化・雇用促進資金、クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）の利用を希望する場合には、備考欄にその旨を記載すること。

また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、備考欄にその旨を記載すること。資金使途等には制約があることから、制度利用時の審査において認められない可能性があることに留意すること。

なお、地域経済牽引事業に必要な資金には、自然災害又は通信障害の発生その他の事由により、地域経済牽引事業の継続に支障が生じた場合において、当該地域経済牽引事業の継続に必要な措置（以下「地域経済牽引事業継続措置」という。）に係る資金が含まれる。

自然災害又は通信障害の発生その他の事由により、地域経済牽引事業の継続に支障が生じた場合とは、以下に掲げるもののいずれかを指す。

- ① 自然災害又は通信障害の発生により被害を受けた場合
- ② 社会的、経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に、売上高の減少等の業況悪化を来している場合（最近1ヵ月間又は最近6ヵ月間の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比して5%以上減少していること又はこれと同様の状況にあることが基準となる。）

地域経済牽引事業継続措置に係る資金としては、地域経済牽引事業の内容等に応じて、例えば以下が考えられる。

- ① 地域経済牽引事業を行う事業所に部品等を供給する工場の復旧に必要な設備資金・長期運転資金
- ② 地域経済牽引事業の管理機能を担う本社の復旧に必要な設備資金・長期運転資金
- ③ 売上の減少等業況悪化を来している場合に、地域経済牽引事業を継続するために必要な設備資金・長期運転資金

なお、長期運転資金には、地域経済牽引事業に係る在庫品の補填費用や生産・営業設備等の補修費のほか、休業・操業短縮等によりやむを得ず要した固定経費等に係る資金が含まれる。

地域経済牽引事業継続措置について、日本政策金融公庫による融資制度（地域活性化・雇用促進資金）や信用保証協会の制度の利用を希望するときは、備考欄に、地域経済牽引事業継続措置の原因となった事由及び措置の内容を具体的に記載した上で、都道府県知事等の承認を得て、承認地域経済牽引事業計画を変更すること。

(記載例)

(単位：千円)

年度		借入金	自己資金	その他	合計	備考
	土地	100,000			100,000	日本政策金融公庫の融資制度等の利用を希望
	建物	200,000			200,000	日本政策金融公庫の融資制度等の利用を希望

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

地域経済牽引事業の実施による経済的効果については、当該地域経済牽引事業による数値を記載することとし、事業者全体の数値としないこと。当該地域経済牽引事業による数値が直接的に不明である場合には、事業者全体の数値に対して、事業者全体の従業員数又は売上高に占める当該事業に従事する従業員数又は売上高の比率を乗じ、算定する方法等が考えられる。

地域経済牽引事業に係る実施状況報告等の手続において、事業に係る効果を算定する場合には、同様の考え方に基づくものとする。

(1) 付加価値創出額

(見込み)

地域経済牽引事業計画の実施期間を通じた当該事業の実施によって創出する予定の付加価値額を記載すること。同意基本計画に定める「3 (2) 高い付加価値の創出」に従い、地域経済牽引事業の開始前の付加価値額に加えて、地域経済牽引事業計画最終年度の単年度において、都道府県の1事業所あたりの付加価値額を創出する必要がある。

例) 地域経済牽引事業の開始前年度の付加価値額を1億円とし、当該都道府県の1事業所あたりの付加価値額を4,000万円とすると、事業計画最終年度の単年度における当該事業の付加価値額は1億4,000万円であることが必要となる。

(算定根拠)

付加価値額の算出に当たっては、次の計算式を用いるものとする。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} \end{aligned}$$

算定根拠として、各事業年度の内訳を以下の表に記載すること。

区分	事業開始前	事業開始後				
	年度	年度	年度	年度	年度	年度

		年 月～					
①売上高							
費用 総額	②売上原価						
	③販売費及び 一般管理費						
	④計 (②+③)						
⑤給与総額							
⑥租税公課							
⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)							

なお、付加価値額の算出に関する用語の意義は「経済センサス」によることとする。「経済センサス」において租税公課とは、営業上負担すべき固定資産税、自動車税及び印紙税等の総額（収入課税の事業税（電気業、ガス業及び保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含み、法人税、所得課税の事業税及び住民税は含まない。）とされている。

また、複数事業者が共同して地域経済牽引事業計画を提出する場合であって、日本政策金融公庫による融資制度（地域活性化・雇用促進資金）の利用を検討している事業者のうち、中小企業事業において特利③（みなし特定事業者は特利①）の適用を希望する事業者は、単独で同意基本計画に定める「3（2）高い付加価値の創出」の要件を満たすことが必要となる。このため、記載に当たっては、単独でも当該要件を満たしていると判断できるように記載すること。

既に地域経済牽引事業計画の承認を得ている場合であって、単独で当該要件を満たしていることが判断できるように記載されていない場合は、地域経済牽引事業計画の承認を受けた都道府県等まで、単独で同意基本計画に定める「3（2）高い付加価値の創出」の要件を満たしていると判断できる資料を提出すること。

なお、促進区域外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行う場合（承認地域経済牽引事業者である特定事業者の外国関係法人等が、海外で承認地域経済牽引事業計画の実施に資する事業を行う場合を含む。以下同じ。）には、当該事業による付加価値額は含めないものとする。

（2）経済的効果

（見込み）

同意基本計画に定める「3（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果」（地域の事

業者との取引額又は地域の事業者の売上げ、雇用者数若しくは給与総額等)を満たす見込みであることが分かるように記載すること。

(算定根拠)

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載すること。

なお、複数事業者が共同して地域経済牽引事業計画を提出する場合であって、日本政策金融公庫による融資制度(地域活性化・雇用促進資金)の利用を検討している事業者のうち、中小企業事業において特利③(みなし特定事業者は特利①)の適用を希望する事業者は、単独で同意基本計画に定める「3(3)地域の事業者に対する相当の経済的効果」の要件を満たすことが求められる。このため、記載に当たっては、単独でも当該要件を満たしているとは判断できるように記載すること。

既に地域経済牽引事業計画の承認を得ている場合であって、単独でも当該要件を満たしていることが判断できるように記載されていない場合は、地域経済牽引事業計画の承認を受けた都道府県等まで、単独で同意基本計画に定める「3(3)地域の事業者に対する相当の経済的効果」の要件を満たしているとは判断できる資料を提出すること。

なお、促進区域外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行う場合には、当該事業による経済的効果は含めないものとする。

II 任意記載事項

必須記載事項のほか、特定の特例を活用し、地域経済牽引事業を行おうとする事業者については、以下の事項について記載すること。

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

地域経済牽引事業計画について、法第13条第5項に規定する同意土地利用調整計画に適合することの確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項を、別表1-2に記載すること。

記載に当たっては、地域経済牽引事業に係る土地利用の計画が分かるように記載すること。

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

地域経済牽引事業計画について、法第13条第5項に規定する同意土地利用調整計画に適合することの確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積を、「1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項」と同様に、別表1-2に記載すること。

3 特定事業者が法第19条第3項、第28条又は第29条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

法第19条第3項、第28条又は第29条に規定する事業承継等に関する特例を利用しようとする場合、以下の事項について記載すること。

(1) 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称

(承継等特定事業者の名称)

事業承継等により事業を譲り受ける特定事業者の名称を記載すること。

(被承継等特定事業者の名称)

事業承継等により事業を譲り渡す特定事業者の名称を記載すること。

(2) 事業承継等の内容及び実施時期

(事業承継等の内容)

事業承継等の内容を下記の①～⑩から選択して記載すること。

① 吸収合併

会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの。

② 新設合併

二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの。

③ 吸収分割

株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させること。

④ 新設分割

一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させること。

⑤ 株式交換

株式会社がその発行済株式（株式会社が発行している株式をいう。以下同じ。）の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させること。

⑥ 株式移転

一又は二以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させること。

⑦ 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること。

⑧ 事業又は資産の譲受け

他の事業者がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を譲り受けること。

⑨ 株式又は持分の取得

他の事業者の株式又は持分を取得する行為類型のうち、他の事業者の経営を実質的に支配していると認められる関係を有するもの。なお、経営を実質的に支配していると認められる関係とは、他の事業者の①発行済株式の総数の50%以上に相当する数の株式を有する場合、②出資口数の総数の50%以上に相当する数の出資を有する場合、

③出資価額の総額の50%以上に相当する額の出資を有する場合、のいずれかに該当する必要がある。

- ⑩ 事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立
他の事業者とともに事業協同組合、企業組合又は協業組合を設立するもの。

(実施時期)

事業承継を行う予定の時期を記載すること。

(3) 法第19条第3項に定められた中小企業信用保険法の特例に関する事項

- ① 純資産の額が零を超えること

承認申請直前の事業年度の決算における貸借対照表の「純資産合計額」を記載すること。

- ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA有利子負債倍率の算出に当たっては、次の計算式を用いるものとする。

EBITDA有利子負債倍率

$$= (\text{借入金・社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$$

承認申請直前の事業年度の決算における貸借対照表、損益計算書から下記の金額を記載すること。また、貸借対照表、損益計算書を添付書類として提出すること。

- ・借入金・社債：貸借対照表の「短期借入金」、「長期借入金」、「社債」の合計額
- ・現預金：貸借対照表の「現金及び預金」
- ・営業利益：損益計算書の「営業利益」
- ・減価償却費：損益計算書の「減価償却費」

(留意点)

- ・①及び②の記載は、決算書の表面財務を基礎とすること。
- ・借入金は、代表者、役員（その家族等を含む。）、関連会社等からの借入金や無利子の借入金を含む。
- ・「営業利益+減価償却費>0」の場合は算出された数値が10以内であればゼロやマイナスでも本要件を満たすこととなる。一方で、「営業利益+減価償却費≤0」の場合は算出された数値にかかわらず、本要件を満たすこととならない。
- ・減価償却費は、ソフトウェアの償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費を含み、営業外費用や特別損失に計上されている費用は含まない。
- ・決算期の変更により、申請直前の事業年度の決算が1年未満の期間である場合であっても、当該1年未満の期間の決算書を用いてEBITDA有利子負債倍率を算出すること。

4 一般社団法人が法第23条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

法第23条及び第24条に規定する商標法の特例を利用しようとする場合、以下の事項について記載すること。

なお、法第23条及び第24条の商標法の特例措置を受けるに当たっては、「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」及び「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」を特許庁へ提出する必要があるが、「地域経済牽引事業計画の承認申請書」は、承認申請時に都道府県知事等へ提出した後、事業者に戻送されないため、あらかじめ写しを準備する必要がある。

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする一般社団法人の名称及び所在地を記載すること。

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

定款の該当する条番号等及び当該条文等に記載の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたものよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。）を記載すること。

(3) 法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

法第13条第2項第1号の規定により記載された地域経済牽引事業の内容に即する商品又は役務とし、その商品又は役務の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載すること。地域の名称と商品又は役務との関係を、例えば、次のように記載すること。

- ① 地域の名称が商品の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（商品名）」と記載する。
- ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（原材料名）を主要な原材料とする〇〇（商品名）」と記載する。
- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された〇〇（商品名）」と記載する。
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における〇〇（役務名）」と記載する。

5 補助金等交付財産の活用に関する事項

地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合であって、法第27条に基づく財産の処分の制限に係る承認手続の特例を活用しようとする場合、当該特例の対象となる補助金等交付財産について、補助金等交付省庁、補助金等の名称を記載すること。

申請に当たっては、当該地域経済牽引事業を行おうとする者が転用しようとする補助金等交付財産に関する補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の転用に係る申請書を添付すること。また、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により補助対象施設の現状が分かるようにすること。

また、本特例を活用しようとする場合、地域経済牽引事業を行おうとする者は補助金等

を交付した各省庁から追加的に資料を求められることがある点に留意すること。

6 法第25条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合の事項

法第25条に基づく課税の特例又は地方公共団体が条例で定める不動産取得税若しくは固定資産税の減免措置を活用しようとする場合、課税の特例の対象としようとする施設又は設備の概要（用途及び取得予定時期（施設については着工予定時期））を記載すること。

第2 地域経済牽引事業計画の承認について

地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

1 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含まない場合

法第13条第4項の規定に基づく承認に当たっては、以下の観点から、地域経済牽引事業計画を確認するものとする。

- (1) 地域経済牽引事業として実施する事業が、同意基本計画に定める「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」を満たすと見込まれるものであること。
- (2) 事業の内容及び実施期間が具体的であり、かつ、一定程度実現が見込まれるものであること。
- (3) 事業の実施に必要な資金の額が地域経済牽引事業計画の内容及び実施期間を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであると認められること。
- (4) 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合、事業の内容及び役割分担から、これらの者が事業の実施に真に必要な者であると判断されること。
- (5) 地域経済牽引事業計画の実施期間が5年を超えていないこと。
- (6) 地域経済牽引事業計画の承認前に取得した施設や設備、又は建設を開始した施設が当該計画に関する支援対象となっていないこと（当該施設や設備を活用して事業を行うことは妨げない）。
ただし、法施行初年度である平成29年度に限り、既に着工している施設であっても、同意基本計画に位置付けられているものであり、かつ、基本方針の公布以降に着工しているもの（地域経済牽引事業計画の承認前に施設の取得を行っているものを除く。）については、地域経済牽引事業計画に関する支援対象とすることとする。
- (7) 申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第1号及び第2号に掲げる事項の記載があるときは、記載された内容が法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画と適合すると認められること（法第13条第5項の規定に基づく確認）。
具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次のいずれの事項も満たすことが確認できること。
 - ① 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積が、同意土地利用調整計画に定める土地利用調整区域の所在、面積等と適合していること。

- ② 地域経済牽引事業の内容及び事業の用に供する施設の概要が、同意土地利用調整計画に定める地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項等と適合していること。

2 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合

法第13条第7項の規定に基づく承認に当たっては、以下の観点から、地域経済牽引事業計画を確認するものとする。

- (1) 「1 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含まない場合」における(1)から(3)まで、(5)及び(6)の基準を準用する。
- (2) 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者の事業の内容及び役割分担から、これらの者が事業の実施に真に必要な者であると判断されること。特に、地方公共団体の行う事業が地域経済牽引事業の実施に必要な不可欠であること。

申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第1号及び第2号に掲げる事項の記載があるときは、記載された内容が法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画と適合することを確認するために、主務大臣は、都道府県知事に協議し、その同意を得ることとする。

また、申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第5号に掲げる事項の記載があるときは、主務大臣は、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得ることとする。

3 その他留意事項

地域経済牽引事業計画の承認後に農地転用許可や農用地区域からの除外に係る事務処理が迅速に行われるよう、都道府県及び市町村は、施設用地に農地を含む地域経済牽引事業計画の承認に関するスケジュールについて、当該都道府県及び市町村の農地転用許可制度及び農業振興地域制度の担当部局と十分調整をすること。

また、都道府県から地域経済牽引事業計画の承認の通知を受けた市町村は、速やかに当該市町村の農地転用許可制度及び農業振興地域制度の担当部局に通知すること。

加えて、地域経済牽引事業計画の承認後に開発許可手続が迅速に行われるよう、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の都市計画担当部局及び開発許可担当部局と十分調整をすること。

地域経済牽引事業計画の申請に必要な添付書類（法人の定款並びに最近2年間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類。ただし、法第19条第3項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合には、事業内容の概要を記載した書類では足りず、貸借対照表及び損益計算書の添付が必要。））については、地域経済牽引事業を行おうとする者ごとに提出すること。

※ 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合は、代表者のみでなく、全ての事業者からの添付書類の提出が必要であることに留意すること。

※ 地域経済牽引事業計画の承認を申請する際は、当該地域経済牽引事業計画が承認された場合の計画内容の公表の可否を記載すること。公表に同意がなされた場合には、①事業者の名称、②住所、③法人番号、④事業名、⑤地域経済牽引事業計画の承認日、⑥地域経済牽引事業計画を承認した者の名称について、経済産業省のホームページにおいて公表を行う。

当該地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法第11条第1項の認定（同法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）又は、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項の認定（同法第22条の3第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者である場合には、それぞれ、当該申請書の記載事項のうち造船法第12条第2項に規定する認定事業基盤強化計画又は、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。具体的には、下表のA欄に掲げる地域経済牽引事業計画の記載事項と、B欄に掲げる事業基盤強化計画の記載事項又はC欄に掲げる地域脱炭素化促進事業計画の記載事項は重複しているものであるため、B欄又はC欄に掲げる事項の記載がある場合には、記入を要しない。

この場合においては、地域経済牽引事業計画の承認を申請する際に、認定事業基盤強化計画及び当該計画が造船法第11条第1項の認定を受けたことを証する書類（事業基盤強化計画の認定書）又は地域脱炭素化促進事業計画及び当該計画が地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項の認定を受けたことを証する書類（地域脱炭素化促進事業計画の認定書）を添付すること。なお、認定事業基盤強化計画又は認定地域脱炭素化促進事業計画の内容について、必要に応じて、都道府県から追加資料の提出等を求めることがある。

記載事項	A：地域未来投資促進法に規定する地域経済牽引事業計画	B：造船法に規定する事業基盤強化計画	C：地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地域脱炭素化促進事業計画
実施内容	I. 1. (3) (地域経済牽引事業の内容)	1. (1) 及び 2. (1)	4 (1) 6 (1) 及び 6 (2)
実施場所	I. 1. (4)	2. (2)	4 (1) 6 (1) 及び 6 (2) に記載する土地の所在
実施期間	I. 1. (5) (実施期間)	3. (1)	4 (1) 6 (1) 及び 6 (2) に記載する取組の実施期間
実施スケジュール	I. 1. (5) (実施スケジュール)	別表 4	—
事業に必要な資金の額及びその調達方法	I. 2	別表 5	—
経済的効果 ※雇用者数を記載する場合に限る。	I. 3. (2)	5. (1) 及び (2)	—
事業の用に供する施設に関する事項	II. 1	別表 3	—
土地の所在、地番、地目及び面積	II. 2	別表 3	—

第3 承認地域経済牽引事業計画の変更について

承認地域経済牽引事業計画の変更にあたっては、次の事項に留意すること。

1 承認地域経済牽引事業計画の変更申請

承認地域経済牽引事業計画（別表1-1、別表1-2を含む。）を変更しようとする場合は、その承認をした都道府県知事等に地域経済牽引事業計画の変更の承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を提出し、承認を受ける必要がある。

また、法第25条に基づく確認を受けた承認地域経済牽引事業計画を変更した場合には、当該変更後の承認地域経済牽引事業計画に基づいて、再度、法第25条に基づく確認申請が必要となることに留意すること。

なお、承認地域経済牽引事業計画の内容との同一性を保っていることが都道府県知事等において判断できない場合は、変更の承認申請ではなく、新たな地域経済牽引事業計画の承認申請を行う必要がある。例えば、自動車向けの金属部品の製造に係る承認地域経済牽引事業計画を、半導体の製造に係るものに変更することは、元の承認地域経済牽引事業計画との同一性を判断することができず、新たな地域経済牽引事業計画として承認申請を行うべきものと考えられる。

次に掲げる承認地域経済牽引事業計画の趣旨を変えない軽微な変更については、変更承認申請書の提出を要しないが、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に報告すること。ただし、地域経済牽引事業計画の承認を行った都道府県知事等において変更の承認が必要と判断された場合は、速やかにその指示に従うこと。

- ・承認地域経済牽引事業者の住所又はその代表者の氏名
- ・同一事業年度内における実施時期の変更
- ・単価の増減等による必要な資金の額の若干の変更
- ・その他承認地域経済牽引事業計画の趣旨を変えないと都道府県知事等が認める軽微な変更

2 承認地域経済牽引事業計画の変更の承認

法第14条第3項において準用する法第13条第4項に基づく承認地域経済牽引事業計画の変更の承認にあたっては、「第2 地域経済牽引事業計画の承認について」を準用するものとする。

第4 承認地域経済牽引事業計画の承認の取消しについて

都道府県知事等は、承認地域経済牽引事業計画の円滑な実施に著しい支障が生じており、当該地域経済牽引事業が同意基本計画の承認の要件に該当しないと認められるなど、承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行っていないと認めるときは、法第14条第2項の規定に基づきその承認を取り消すことができる。

承認地域経済牽引事業計画の承認の取消しに当たっては、当該承認地域経済牽引事業計画の内容に係る事業又は事務を所管する都道府県内の関係部局及び関係市町村と十分な連絡調整を図った上で、取消しの理由を付して、当該処分の対象となる事業者（複数の事業者が共同して地域経済牽引事業計画を作成し承認を受けた場合は、その代表者）に通知すること。

また、都道府県知事は、承認地域経済牽引事業計画の取消しを行った場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長へ通知すること。

なお、都道府県知事等においては、法の目的を達成する観点から、承認の取消事由が生じる前に、法第40条に基づく指導及び助言により適切な事業執行を促していくこと等を通じて、承認地域経済牽引事業が円滑に実施されるようにしていくことが望ましい。

第5 法第25条に基づく確認について

承認地域経済牽引事業の法第25条に基づく確認に当たっては、次の事項に留意すること。

1 法第25条に基づく確認の基準

承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあつては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、次の（1）～（4の2）（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合にあつては、（1）～（5）とし、当該対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものであるとして当該確認を受けようとする場合にあつては、（1）～（6）とする。）（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあつては、（4）を除く。）のいずれにも該当することとする。

また、個人事業主が対象事業を行う場合、（1の2）、（2）及び（4）から（5）までにおける「事業年度」については「暦年（1月1日から12月31日までの1年間）」として扱うものとする。

（1）次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 先進性に関する基準（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（以下「告示」という。）第1項第1号イについて）

① 先進性の評価について

- i 対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下「第5 承認地域経済牽引事業の法第25条に基づく確認について」において「承認地域経済牽引事業」という。）について、基本方針に規定する評価委員会（別添1の地域経済牽引事業計画先進性評価委員会設置要綱により設置される地域経済牽引事業計画先進性評価委員会）において先進的であると認められていることを要する。
- ii 評価に当たっては、評価を行った委員のうち半数以上が、下記②先進性の類型A～Dのいずれかの項目で先進性を有すると評価した場合には、評価委員会として、当該承認地域経済牽引事業を先進的であると認めることとする。ただし、評価を行った委員のうち1名以上が、下記③先進性が認められないものの類型a～cのいずれかに該当するとして先進性が無いと評価した場合には、他の評価委員の評価にかかわらず、過半数の評価委員が先進性が無いと評価したものとして取り扱うこととする。
- iii iiただし書の場合以外の場合で、評価を行った委員の1名以上が先進性が無いと評価した承認地域経済牽引事業については、当該承認地域経済牽引事業につき評価を担当した評価委員において合議を行った上で、最終的な先進性の有無を評価するものとする。
- iv 評価委員は、評価を担当した承認地域経済牽引事業の全てについて、下記③先進性が認められないものの類型a～cに該当するか否かをそれぞれ理由を付して判断し、

別添2の様式により提出するものとする。

(注) 下記③先進性が認められないものの類型 a～c に該当するか否かは、いわゆる足切り要件にすぎないため、評価委員は、当該承認地域経済牽引事業が a～c に該当しない場合に直ちに先進性を有するものと評価することのないよう、特に留意すること。

- v 評価委員は、iv で当該承認地域経済牽引事業が下記③先進性が認められないものの類型 a～c のいずれにも該当しないと判断に至った場合は、改めて、当該承認地域経済牽引事業の先進性の有無を判断するとともに、下記②先進性の類型 A～D のいずれに該当するかについて評価し、その評価の詳細を iv とあわせて別添2の様式により提出するものとする。

(注) 下記②先進性の類型 A～D のいずれに該当するものであるかについては、法第25条に規定する確認に係る申請（以下「確認申請」という。）時に対象事業者がその該当性を自ら説明することとされているが、評価委員は、その対象事業者自身の説明をただなぞるだけの先進性の評価はせず、独立した評価委員の立場で、独自の調査・検討を基にその先進性を評価しなければならない。その際、評価委員の先進性評価の補助を目的に、経済産業省にて委託事業を措置しているので、これを積極的に活用すること。

- vi 評価委員はiiiの合議を行う際は、再評価の詳細及び最終評価を別添3の様式により提出するものとする。

② 先進性の類型

A 開発又は生産をする製品の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用した製品や、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品を開発又は生産する事業をいう。

※ 先端技術を活用した製品（革新的な新素材）、既存技術の組合せや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品等が挙げられる。

B 開発又は提供する役務の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用したサービスや、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービスを開発又は提供する事業をいう。

※ 第4次産業革命等の先端技術を活用したサービス（自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等）や、複数サービスの組合せや既存サービスの性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス等が挙げられる。

C 製品の生産又は販売の方式の先進性

同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業、同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業をいう。

※ 生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入や、ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業（地域商社による新興国市場開拓等）等が挙げられる。

D 役務の提供の方式の先進性

同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業をいう。

※ 新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業等が挙げられる。

(注) 特に、外国企業が、海外の革新的な技術や生産方式等を促進区域に導入して地域経済牽引事業を実施する場合には、一定程度の先進性が認められる可能性が高いと考えられる。

③ 先進性が認められないものの類型

- a 同業他社における類似の製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式が、既に日本国内で相当程度普及している場合（ロボット・センサーの導入や特定の建築技術を用いるものなど、一見して製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式に先進性があるように見える事業であっても、それが日本国内で既に相当程度普及している場合を含む。）
- b 単に自社の老朽化等をした既存工場の事業の生産能力を高めるために、製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式を変更せずに、工場等を新設して行う事業である場合
- c 当該事業に用いる技術、販売の方式又は役務の提供の方式が、比較的容易に模倣できるようなものを用いている場合（例えば、特定の建築技術を用いた設計・建築について、特徴的な技術であっても、同業他社が容易に模倣できるようなものを用いている場合）

ロ 事業の実施場所に関する基準（告示第1項第1号ロについて）

承認地域経済牽引事業の実施場所が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「特定非常災害特別措置法」という。）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」という。）に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域（対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が当該特定非常災害に基因して災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書（以下「罹災証明書」という。）又はこれに準ずる書類の交付を受けた者である場合には、当該特定非常災害についての特定非常災害特別措置法第7条の政令で定める地区）内であり、かつ、承認地域経済牽引事業に係る法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の同条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日（以下「計画承認日」という。）が、当該特定非常災害に係る特定非常災害特別措置法第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して1年を経過していないこと。

※ ただし、特定非常災害において中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）又はなりわい再建支援事業（新グループ補助金）の採択を受けた事業については、当該特定非常災害において、本基準を満たさないものとして取り扱うこととする。

承認地域経済牽引事業の実施場所が、特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域であることの証明につい

ては、承認地域経済牽引事業の実施場所と同一の字に相当する範囲において、直接の被災が発生したことを証する書類（当該範囲において罹災証明書又はこれに準ずる書類の発行があったことを市町村が証する書類）の提出を求めることとする。なお、罹災証明書に準ずる書類とは、市町村が条例等に基づき発行する被災証明書等をいう。

(1の2) 労働生産性の伸び率又は投資収益率が次のイ又はロに掲げる水準以上となることが見込まれること。

イ 労働生産性の伸び率の基準（告示第1項第1号の2イについて）

当該承認地域経済牽引事業の労働生産性の伸び率が一定水準以上となることが見込まれること。

具体的には、承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）を事業の用に供した日の属する事業年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値（幾何平均値）を百分率で表した値が4以上となることが見込まれる場合とする。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

各事業年度の労働生産性の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(X_1/Y_1) / (X_2/Y_2)$$

X_1 ：当該事業年度における付加価値額

Y_1 ：当該事業年度における従業者数

X_2 ：前事業年度における付加価値額

Y_2 ：前事業年度における従業者数

付加価値額の算定に当たっては、地域経済牽引事業計画に記載する付加価値創出額の算定と同様、次の計算式を用いることとする。

付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額* + 租税公課

費用総額 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費

* 給与総額 役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

なお、事業年度の期間が1年未満である場合には、付加価値額を1年当たりの金額に換算した値を用いる。例えば、事業年度の期間が7ヵ月間であった場合には上記の計算式で計算した付加価値額に、12/7を乗じた数とする。

付加価値額がゼロ以下となる場合には、当該付加価値額を計算の便宜上1円として計算する。

また、売上高（売上数量・売上単価）の計算において、臨時的な需要の変動等による売上数量・売上単価の変動がある場合には、その臨時的な需要の変動等による影響を取り除いた数値で計算することとする。例えば、変動前に取引先と合意した売上数量・売上単価を基礎として計算する方法など、需要の変動等による影響を勘案した方法を用いることが考えられる。なお、ii. ロにおける投資収益率についても同様の考え方とす

る。

上記の各事業年度の労働生産性の伸び率の計算式及び付加価値額の算定の考え方は、(4の2)及び(5)において同じとする。

ロ 投資収益率の基準(告示第1項第1号の2ロについて)

当該承認地域経済牽引事業の投資収益率が一定水準以上となることを見込まれること。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値を百分率で表した値が5以上となることを見込まれる場合とする。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

各事業年度の投資収益率は次の計算式で計算することとする。

$$(Z+W) / V$$

Z:当該事業年度における営業利益の増加額

W:当該事業年度における減価償却費の増加額

V:減価償却資産の取得予定価額

上記の各事業年度の投資収益率の算定の考え方は、(4の2)及び(5)において同じとする。

(2) 売上高に関する基準(告示第1項第2号について)

計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

売上高の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(a - b) / b$$

a:計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b:計画承認日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高
市場の規模の伸び率は次の計算式で計算することとする。

$$(c - d) / d$$

c:計画承認日の1年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

d:計画承認日の6年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

例えば、過去5年間の市場の規模の伸び率が2%だった場合には、当該承認地域経済牽引事業を行うことで見込まれる商品又は役務の売上高の伸び率は、7%以上でなければならない。

なお、計画承認日を含む事業年度において売上高が見込まれない場合には、次の計算式で計算することとする。

$$(a - b') / b' \times \{5 / (5 - e)\}$$

a:計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b' : 当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

e : 計画承認日を含む事業年度から当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度までに経過した年度の数

また、売上高（売上数量・売上単価）の計算において、臨時的な需要の変動等による売上数量・売上単価の変動がある場合には、その臨時的な需要の変動等による影響を取り除いた数値で計算することとする。例えば、変動前に取引先と合意した売上数量・売上単価を基礎として計算する方法など、需要の変動等による影響を勘案した方法を用いることが考えられる。

(3) 減価償却資産の取得予定価額に関する基準（告示第1項第3号について）

減価償却資産の取得予定価額の合計額が1億円以上であること。

取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物だけでなく、減価償却資産を全て合算する。

(4) 取得予定価額と減価償却費の比率に関する基準（告示第1項第4号について）

減価償却資産の取得予定価額が、次のイからハまでに掲げる対象事業者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額の100分の25以上の額であること。

イ ロ及びハに掲げる者以外の対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）

ロ 連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第5号に規定する連結会社をいう。以下同じ。）である対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の同条第41号に規定する前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えて得た額（当該前連結会計年度の期間が1年未満である場合にあっては、その加えて得た額を1年当たりの額に換算した額）

ハ 外国法人等（外国の法令に準拠して設立された法人、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体をいう。）が直接又は間接に有する対象事業者の議決権の数の当該対象事業者の議決権の総数のうちに占める割合が100分の50を超える場合における当該対象事業者（連結会社を除く。） 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）に、当該外国法人等（その100分の50を超えるかどうかの判定の基礎となった者が複数である場合は、その全ての者）の前事業年度の減価償却費の額（事業年度の期間が1年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を1年当たりの額に換算した額）の合計額を加えて得た額

(注1) 取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物だけでなく、減価償却資産（工具、船舶、ソフトウェア等）を全て合算する。

(注2) 複数の事業者が共同で行う事業において、当該基準を満たさない事業者がい

た場合には、当該基準を満たす事業者のみが確認の対象となる。

- (注3) 減価償却資産の取得が複数年度にわたる場合であっても、事業の確認を行う事業年度の前事業年度における減価償却費の額をもって判断する。
- (注4) 対象事業者が上記イからハまでのいずれの区分に該当するかの判定は、その確認時で行う。また、その判定に当たっては、対象事業者がグループ通算制度を採用しているかどうかは考慮しない。
- (注5) 対象事業者が上記ロに掲げる者に該当する場合について、対象事業者の確認時の事業年度の前事業年度の減価償却費の額に、その確認時において同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の前事業年度の減価償却費の額の合計額を加えることとする。なお、同一の連結の範囲に含まれる他の会社が、確認時と前連結会計年度末とで異動がない場合は、前連結会計年度の連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する連結財務諸表をいう。）の減価償却費の額とすることも可能とする。
- (注6) 告示第1項第4号ハに規定する外国法人等（以下「外国法人等」という。）がその直接又は間接の出資者に含まれる対象事業者は、上記ハに掲げる者に該当するか否かの判定の基礎となる資料を別添4の確認申請書に添付することとする。
- (注7) 対象事業者が上記ハに掲げる者に該当する場合について、その減価償却費の額が海外通貨基準で記載されている場合は、申請日時点で日本円に換算した額とするとともに、その換算の基となった資料を別添4の確認申請書に添付することとする。

(4の2) 確認申請について、当該確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、当該確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（当該確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「旧計画」という。）がある場合における基準（告示第1項第4号の2について）

旧計画がある場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。

ロ 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。

具体的には、旧計画における労働生産性の伸び率（旧計画における減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度から5年間の伸び率の平均値（幾何平均値））及び投資収益率（旧計画における減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度から5年間の平均値）を百分率で表した値がそれぞれ4及び5以上（ただし、令和6年9月2日以後に（5）又は（5）かつ（6）を満たすものとして当該確認申請を行った場合は、それぞれ5以上（なお、対象事業者が法第2条第3項に規定する中小企業者である場合にあってはそれぞれ4及び5以上））となることを求める。

ただし、上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5年間に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

(5) 付加価値額増加率等に関する基準（告示第1項第5号について）

計画承認日が平成31年4月1日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 次のAからCまでのいずれかに該当すること。

A 対象事業者の付加価値額増加率（前事業年度における付加価値額から前々事業年度における付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度における付加価値額に対する割合）を百分率で表した値が8以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

付加価値額増加率は、次の計算式で計算することとする。

$$(a - b) / b$$

a：前事業年度における付加価値額

b：前々事業年度における付加価値額

B 計画承認日が令和5年4月1日以後である場合であって、対象事業者の平均付加価値額（前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。）が50億円以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が3億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

平均付加価値額は、次の計算式で計算することとする。

$$(a + b) / 2$$

a：前事業年度における付加価値額

b：前々事業年度における付加価値額

C 計画承認日が令和7年4月1日以後である場合であって、対象事業が次のいずれかに該当するとともに、承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであり、かつ、減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

a 指定業種（その承認の際に適合すると認められた法第6条に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において法第4条第1項に規定する市町村及び同項に規定する都道府県が基本方針第一八(2)に基づき指定した業種をいう。以下同じ。）に該当すること。

b 対象事業の特定取引先（当該対象事業に関する直接の取引先であって当該対象事業の出荷額又は仕入額のうち当該取引先に対する出荷額又は当該取引先からの仕入額の占める割合が100分の50を超える場合における当該取引先をいう。）の行う対象事業者からの仕入れ（当該対象事業に係るものに限る。）又は対象事業者に対する出荷（当該対象事業に係るものに限る。）に係る事業（当該対象事業に係る承認の際に適合すると認められた同意基本計画の法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において行われるものに限る。）が指定業種に該当するものであること。

上記AからCまでにおいて、承認地域経済牽引事業の付加価値額については、実施期間の最終年度の単年度に創出される付加価値額から、承認地域経済牽引事業の開始前の付加価値額を控除した付加価値額が1億円（Bについては3億円）以上であると見込ま

れることとする。なお、実施期間が5年に満たない場合においても、1億円（Bについては3億円）以上の付加価値額の創出見込みが必要となる。

- ロ 承認地域経済牽引事業の労働生産性の伸び率を百分率で表した値が5以上（ただし、計画承認日が令和6年9月2日より前である場合又は対象事業者が法第2条第3項に規定する中小企業者である場合にあつては、4以上）となることを見込まれること。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値（幾何平均値）を百分率で表した値が5以上（ただし、計画承認日が令和6年9月2日より前である場合又は対象事業者が法第2条第3項に規定する中小企業者である場合にあつては、4以上）となることを求める。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

- ハ 承認地域経済牽引事業の投資収益率を百分率で表した値が5以上となることを見込まれること。

具体的には、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値を百分率で表した値が5以上となることを求める。なお、承認地域経済牽引事業者全体ではなく、承認地域経済牽引事業に係る事業単位で算出するものとする。

- ニ 承認地域経済牽引事業について、（1）イに該当すること（（1）ロに該当する場合には、告示第1項第5号の要件には該当しないものとして取り扱うこととする。）。

- （6）地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものに関する基準（告示第1項第6号について）

計画承認日が令和6年9月2日以後である場合であつて、次のいずれにも該当すること。

- イ 対象事業者が産業競争力強化法第34条の2第1項に規定する特定中堅企業者（事業再編の実施に関する指針（平成26年1月17日財務省、経済産業省告示第1号。以下「実施指針」という。）6ルに規定する評価委員会において実施指針5イ（3）（i）～（iii）に掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けている者に限る。）であること。

具体的には、対象事業者が以下のA～Eを満たすことを求めるものとする。

なお、以下のA～Cにおいて、常用従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、該当しない。

A 常用従業員数が2,000人以下であること（ただし、中小企業者及びみなし大企業を除く。）。

※ 中小企業者とは、産業競争力強化法第2条第22項に規定する中小企業者をいう。

(https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html)

- ※ みなし大企業とは、下記 a 及び b に掲げる会社とする。
- a その発行済株式（その有する自己の株式を除く。bにおいて同じ。）の総数の2分の1を超える株式が同一の大企業者（常用従業者数が2,000人を超える会社及び個人事業主をいう。以下 a において同じ。）及び当該大企業者と特殊の関係のある会社（次の*1から*3までに掲げる会社をいう。bにおいて同じ。）の所有に属している会社
- *1 当該大企業者が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。*2及び*3において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社
- *2 当該大企業者及び*1に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社
- *3 当該大企業者並びに*1及び*2に掲げる会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上に相当する場合における当該他の会社
- b aに掲げるもののほか、その発行済株式の総数の3分の2以上が大企業者及び当該大企業者と特殊の関係のある会社の所有に属している会社

B 直近事業年度の常用従業者1人当たり給与等支給額が業種別基準額以上であること。

※ 常用従業者1人当たり給与等支給額は、次の計算式で計算することとする。
 (給与等支給額) ÷ (常用従業者数)

- a Bにおいて、算出の対象となる常用従業者は当該事業年度の期間内の各月分の給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいう。）の支給を受けたものに限る。
- b 給与等支給額について、事業年度が1年でない場合については当該額を1年あたりに換算することとする。また、年換算する際に賞与の支給月が含まれる場合は、賞与を除いた額を年換算し、その額に賞与の額を加えること。
- c 常用従業者数に所定労働時間より短い労働時間で勤務する短時間労働者を含む場合は、就業時間換算したものをを使用すること。

※ 業種別基準額について下記とする。

業種	常用従業者一人あたり給与等支給額 (百万円)
製造業その他	5.42

卸売業	5. 6 0
サービス業	5. 2 4
小売業	3. 7 2

C 常用従業者数の伸び率（3事業年度前比の年平均成長率）が業種別基準率以上であること。

※ 常用従業者数の伸び率は、次の計算式で計算することとする。

$$\{(a/b)^c\} - 1$$

a：直近事業年度（末日）の常用従業員数

b：直近の事業年度の3事業年度前（末日）の常用従業員数

c：1/3

※ 業種別基準率について下記とする。

業種	常用従業者数の伸び率 （3事業年度間の年平均成長率） （%）
製造業その他	0. 7
卸売業	0. 5
サービス業	1. 1
小売業	1. 0

D 直近3事業年度のうち、いずれかの事業年度の売上高成長投資比率が、業種別基準率以上であること

※ 成長投資額は、下記a～dのいずれかとする。

a 設備投資額（有形固定資産投資額）

➤ 土地、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品等の購入、自家建設等による取得価額の合計額とする。

b 無形固定資産投資額

➤ 営業権（のれん）、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、借地権、地上権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアなどの取得価額の合計額とする。

c 研究開発費の額

➤ 自社研究開発費（自社の研究開発のために自社において使用した開発費用をいう。）及び委託研究開発費（社外（国内・海外）に委託した研究開発費（委託費、賦課金など）をいう。）とする。

d 教育訓練費の額

➤ 対象事業者がその国内雇用者（対象事業者の使用人（当該対象事業者とその親族等特殊の関係のある者及び対象事業者が法人である場合に当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうちその対象事業者

の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に記載された者をいう。以下Dにおいて同じ。)の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で以下のものをいう。

- ✓ 対象事業者がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの(以下「教育訓練等」という。)を自ら行う場合の次の費用
 - ・ 当該教育訓練等のために講師又は指導者(対象事業者が法人である場合において当該法人の役員又は対象事業者の使用人である者を除く。以下「講師等」という。)に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び教育訓練等を行うために要する講師等の旅費のうち対象事業者が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者(対象事業者が法人である場合において当該法人の役員又は対象事業者の使用人である者を除く。)に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するもの
 - ・ 当該教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用及びコンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。)の使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。)
- ✓ 対象事業者から委託を受けた他の者が対象事業者の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場合の、当該教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用
- ✓ 対象事業者がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の、当該他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの

※ 売上高成長投資比率は、次の計算式で計算することとする。

(A事業年度の各成長投資額) ÷ (A事業年度の売上高)

※ 業種別基準率について下記とする。

業種	売上高成長投資比率 (%)			
	設備投資額 (有形固定資産)	無形固定資産 投資額	研究開発費	教育訓練費
製造業その他	3.9	0.3	2.3	0.05
卸売業	0.6	0.1	0.1	0.01
サービス業	5.4	0.5	0.4	0.04
小売業	2.4	0.2	0.1	0.03

※ 成長投資額を構成する金額が対象事業者の取得した資産に係るものである場合には、その事業の用に供した資産に係るものに限るものとし、成長投資額に充てるために他の者から支払いを受ける金額がある場合には、当該金額を控除するものとする。

E 実施指針6ルに規定する評価委員会において実施指針5イ(3)(i)～(iii)に掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けている者であること。

※ 経営力については下記a～cの観点から確認するものとする。

a 社会の諸課題又は国際的な競争条件の変化その他の社会情勢の変化等を勘案し、長期的な視点に立って成長発展を図るための経営戦略を作成していること。

b 自らが営む事業の属する事業分野における内外の市場の状況並びに自らの経営資源の内容及び財務内容その他経営の状況の分析をした上で、当該分析の結果を勘案した事業計画を作成していること。

c 当該経営戦略及び当該事業計画に関する定量的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な適正な経営管理体制が整備されていること。

ロ (5)イA及びBのいずれにも該当すること。

ハ 減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

ニ 対象事業者が、下請中小企業振興法第2条第4項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していること。すなわち、「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っていること。

※ 「パートナーシップ構築宣言」の登録については下記URLを参照。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

なお、「パートナーシップ構築宣言」については、ポータルサイトでの掲載が取りやめになった場合、取りやめになった日から1年間は再掲載ができないこととされている。このため、本税制の確認を受けている(又は、受けようとしている)事業者の宣言の掲載が取りやめになった場合、取りやめになった日から1年間は税制の適用を受けられないものとする。

2 法第25条に基づく確認の流れ

承認地域経済牽引事業者は、法第25条に基づく主務大臣の確認を受けようとする場合には、別添4の確認申請書(※)を、経済産業局を経て主務大臣に提出するものとする。

別添4の確認申請書のうち、法第25条に基づく主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が提出すべき様式は次のとおりとする。

1 (1)イ(先進性に関する基準)により先進性を示す事業者	様式1の1
1 (1)イ(先進性に関する基準)により先進性を示す事業者のうち(5)又は(5)及び(6)への適合を示す事業者	様式1の1 様式1の2
1 (1)ロ(事業の実施場所に関する基準)への適合を示す事業者	様式2

なお、同一の事業者が同一の都道府県内で実施する地域経済牽引事業については、一度の確認申請期間における確認申請は一件に限ることとする。

確認申請書を受け取った経済産業局は、必要に応じて、事業者に対して、地域経済牽引事業の概要等に関する説明を求めることとする。

主務大臣は、承認地域経済牽引事業者（承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、法第13条第1項に規定する代表者をいう。）から法第25条の確認に係る申請を受けた場合であって、対象事業が告示で定めた基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業者に対し、告示で定めた様式による確認書を交付するものとする。

承認地域経済牽引事業者は、主務大臣による確認を受けた後に、機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設をし、承認を受けた地域経済牽引事業の用に供した場合に、課税の特例の適用を受けることができる（建物及びその附属設備並びに構築物については、計画承認後であれば、計画確認前に着工することは妨げないが、確認を受けることができなかつた場合には、課税の特例の適用を受けることはできないので留意すること。）。

（※）このガイドラインの施行（令和7年4月）の際現にある改正前の確認申請書の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。また、このガイドラインの施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

【参考：地域未来投資促進税制について】

法第25条の課税の特例として、平成29年の税制改正において地域未来投資促進税制が創設された。

地域未来投資促進税制は、青色申告書を提出する承認地域経済牽引事業者で、指定期間（法の施行の日（平成29年7月31日）から令和10年3月31日までの期間）内に、法第25条に基づく確認を受けた承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新增設をする場合において、その新增設に係る特定事業用機械等（特定地域牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物）の取得又は製作若しくは建設をし、その承認地域経済牽引事業の用に供した場合に、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定事業用機械等の取得価額の35%（建物及びその附属設備並びに構築物については、20%）の特別償却又は4%（建物及びその附属設備並びに構築物については、2%）の税額控除（当期の法人税額の20%を上限とする。）ができるというものである。

なお、当該承認地域経済牽引事業が、地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準（※1）に適合することについて法第43条第2項に規定する主務大臣の確認を受けたものであるときは、機械及び装置並びに器具及び備品については50%の特別償却又は5%の税額控除ができることとされており、特別償却割合及び税額控除割合が上乘せされる。また、当該承認地域経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準（※2）に適合することについて法第43条第2項に規定する主務大臣

の確認を受けたものであるときは6%の税額控除ができることとされており、税額控除割合がさらに上乘せされる。

- (※1) 地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示第1項第5号に該当することとされている。告示第1項第5号とは上記1(5)を指すことから、承認地域経済牽引事業が上記1(1)～(5)に該当する確認がされた場合は、この基準に適合することとなる。
- (※2) 地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示第1項第5号及び第6号に該当することとされている。告示第1項第6号とは上記1(6)を指すことから、承認地域経済牽引事業が上記1(1)～(6)に該当する確認がされた場合は、この基準に適合することとなる。

第6 承認地域経済牽引事業の実施状況の報告について

承認地域経済牽引事業者が各事業年度に報告する実施状況報告書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

1 実施した地域経済牽引事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容

承認地域経済牽引事業者は、各事業年度で実施した承認地域経済牽引事業に係る事業内容（進捗状況を含む。）を記載すること。なお、記載に当たっては、承認地域経済牽引事業計画「I 1（3）（地域経済牽引事業の内容）」に記載した内容との整合を図ること。

承認地域経済牽引事業の実施に当たって、各事業年度で活用した支援措置等を網羅的に記載すること。なお、記載に当たっては、以下の表で記載すること。

○活用した支援措置（複数可）

支援措置の項目	利用件数 (単位：件数)	金額等	単位
・みなし特定事業者の特例 (法第15条関係)		—	
・事業環境整備への提案 (法第16条関係)		—	—
・農地転用の配慮 (法第18条関係)			ヘクタール
・市街化調整区域での開発の配慮 (法第18条関係)			ヘクタール
・中小企業信用保険法の特例 (法第19条関係)		—	—
・中小企業投資育成株式会社法の特例 (法第20条関係)		—	—
・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例(法第21条関係)		—	—
・株式会社日本政策金融公庫法の特例 [クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット](法第22条関係)		※融資等を受けた金額を記載	円
・一般社団法人の地域団体商標の登録主体追加(法第23条関係)		—	—

・地域団体商標の登録料等の減免 (法第24条関係)		—	—
・地域未来投資促進税制 (法第25条関係)		※課税の特例の 適用額を記載	円
・地方公共団体による地方税の減免		※減免された 金額を記載	円
・財産処分の特例 (法第27条関係)			設備
・中小企業等協同組合法及び中小企業 団体の組織に関する法律の特例(第 28条)		—	—
・事業譲渡の際の免責的債務引受の特 例(第29条)		—	—
・国の予算による措置(地域経済牽引 事業計画の承認を受けたことによ る優先採択などがあった場合)		※補助等を受け た金額を記載	円
・地方創生推進交付金を活用した 地方公共団体による支援		※補助等を受け た金額を記載	円
・政府系金融機関による金融支援		※融資を受けた 金額を記載	円
・その他(地方公共団体独自の地域経 済牽引事業のための支援措置などを 記載。)			

2 実施した地域経済牽引事業の経済的効果の状況

(1) 付加価値創出額

承認地域経済牽引事業者は、各事業年度で実施した承認地域経済牽引事業に係る付加価値額及び付加価値創出額(承認地域経済牽引事業開始前の付加価値額との比較)を記載すること。なお、記載に当たっては、承認地域経済牽引事業計画「I 3 (1) 付加価値創出額」に記載した内容との整合を図るとともに、算出根拠を示すこと。

(2) 経済的効果

承認地域経済牽引事業者は、各事業年度で実施した承認地域経済牽引事業に係る地域の事業者に及ぼした経済的効果を記載すること。なお、記載に当たっては、承認地域経済牽引事業計画「I 3 (2) 経済的効果」に記載した内容との整合を図るとともに、算出根拠を示すこと。

3 実施した地域経済牽引事業の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する実績

承認地域経済牽引事業者は、各事業年度で実施した承認地域経済牽引事業に係る機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設に要した額（設備投資額）について記載すること。なお、記載に当たっては、設備投資の内容ごとの設備投資額及び設備投資額の合計額を記載すること。

4 その他

承認地域経済牽引事業を共同で実施している場合、代表者がその他の事業者の実施状況を取りまとめ、一通の実施状況報告書において、報告を行うことができる。

第7 地域経済牽引事業に関する手続について

以下に掲げる地域経済牽引事業に関する手続については、電子メールでの提出を可能とする。電子メールで提出する場合は、必要事項を記載した申請書等のデータをPDF形式に変換した上で添付すること。

- ・地域経済牽引事業計画の承認の申請
- ・承認地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請
- ・承認地域経済牽引事業の実施状況の報告
- ・事業環境の整備に係る措置の提案
- ・規制についての規定の解釈に関する照会
- ・商標権の譲受けの申請
- ・法第25条に基づく確認の申請

※ 地方公共団体が発出する通知書等（例：地域経済牽引事業計画の承認通知書）について、各地方公共団体において定められている公印規程等の取扱いに基づき、公印省略とすることができる。

また、以下に掲げる地域経済牽引事業に関する手続については、オンラインフォーム（G b i z フォーム）での提出を可能とする。

- ・地域経済牽引事業計画の承認の申請
- ・承認地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請
- ・承認地域経済牽引事業の実施状況の報告
- ・法第25条に基づく確認の申請

(参考) 地域経済牽引事業計画に係る特例措置について

1 法第15条に規定するみなし特定事業者の特例

地域経済牽引事業計画の承認申請時（変更の承認の申請を行った場合は、当該変更の承認申請時）に特定事業者であった承認地域経済牽引事業者が、承認申請時から地域経済牽引事業計画の実施期間の終了までの間に特定事業者でなくなった場合に、当該実施期間内は引き続き特定事業者であるものとみなして、①法第19条に規定する中小企業信用保険法の特例、②法第20条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例、③法第22条に規定する株式会社日本政策金融公庫法の特例（クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）、④日本政策金融公庫（沖縄県の承認地域経済牽引事業者は沖縄振興開発金融公庫）による融資制度（地域活性化・雇用促進資金等）による支援措置を利用することができる。

令和2年10月1日以降に地域経済牽引事業計画の承認申請を行った事業者がみなし特定事業者の特例を活用するためには、①～④の支援措置を利用する際に、資本金及び従業員数の記載された「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」を提出し、承認申請時に

特定事業者であったことを示すことが必要である。

令和2年9月30日以前に地域経済牽引事業計画の承認申請を行った事業者がみなし特定事業者の特例を活用するためには、①～④の支援措置を利用する前に、地域経済牽引事業計画の承認を行った都道府県に対し、特定事業者として地域経済牽引事業計画の承認を申請した旨の書面（承認地域経済牽引事業の実施に係る確認申請書）を提出し、その内容を確認した旨を通知する書面（承認地域経済牽引事業の実施に係る確認書）の交付を受ける必要がある。書面の例については、別添5を参照すること。また、「承認地域経済牽引事業の実施に係る確認申請書」を都道府県に提出する際には、地域経済牽引事業計画の承認申請時に特定事業者であったことを示す書類を添付するものとする。支援措置を利用する際には、都道府県より交付される「承認地域経済牽引事業の実施に係る確認書」を提出することが必要である。

2 法第19条に規定する中小企業信用保険法の特例

承認地域経済牽引事業者が法第19条に規定する中小企業信用保険法の特例を利用しようとする場合には、地域経済牽引事業計画の承認を行った都道府県に対し、承認地域経済牽引事業計画に沿って承認地域経済牽引事業を実施している旨の書面（承認地域経済牽引事業の実施に係る確認申請書）を提出し、その内容を確認した旨を通知する書面（承認地域経済牽引事業の実施に係る確認書）の交付を当該都道府県より受けた上で、当該都道府県による確認日から1年以内に、「承認地域経済牽引事業の実施に係る確認書」、「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」及び「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」を信用保証協会又は金融機関に対して提出し、地域経済牽引事業関連保証の申込みを行うことが必要である。書面の例については、別添5を参照すること。

地域経済牽引事業関連保証のうち、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業承継等に必要な資金に係るもの（特例地域経済牽引事業関連保証）については、経営者保証を含む保証人の保証を徴求しないものとする。

特例地域経済牽引事業関連保証を利用するためには、地域経済牽引事業計画のうち、「Ⅱ 3 特定事業者が法第19条第3項、第28条又は第29条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項」に関する記載が必要であり、地域経済牽引事業計画の承認申請日の属する事業年度の直前の事業年度の決算において、①純資産の額が零を超えること、②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること、の2つの要件を満たす必要がある。さらに、特例地域経済牽引事業関連保証の申込みを行う際に、①申込み直前の事業年度の決算において純資産の額が零を超えること、②返済緩和中ではないこと、③申込み直前の事業年度の決算においてEBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること、④法人と経営者の分離がなされていること、の全ての要件を満たす必要がある。

3 法第20条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社については、資本金3億円以下の株式会社を支援対象としているが、承認地域経済牽引事業者は、法第20条の規定に基づき、資本金の額が3億を超えるものであっても、以下の①、②の手法による場合は支援対象となり得る。

- ① 特定事業者が資本金 3 億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び引受けに係る株式の保有
- ② 資本金が既に 3 億円を超えている株式会社である特定事業者が発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け

法第 20 条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例を利用しようとする場合には、本社が所在する地域において事業を行う中小企業投資育成株式会社に対し、「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」及び「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」を提出して、相談・申込みを行い、投資の可否について所定の審査を受ける必要がある。

4 法第 21 条に規定する食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例

食品製造業者等が行う地域経済牽引事業については、食品等流通合理化促進機構から以下の支援を受けることができる。

- ① 承認地域経済牽引事業に必要な資金の借入れに係る債務保証
- ② 地域経済牽引事業に必要な資金のあっせん

5 法第 22 条に規定する株式会社日本政策金融公庫法の特例（クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）

承認地域経済牽引事業者である特定事業者の外国関係法人等が、海外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行う際に、日本政策金融公庫からの長期の資金の借入れ（クロスボーダーローン）、日本政策金融公庫の提携する海外金融機関からの長期の資金の借りに係る日本政策金融公庫による債務の保証（スタンドバイ・クレジット）を受けることができる。

支援措置を利用する際に、外国関係法人等は、承認地域経済牽引事業者である特定事業者と以下の（1）～（4）のいずれかの関係を有する必要がある。

外国関係法人等との関係	
(1)	外国関係法人等の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下「株式等」という。）の総数又は総額の 100 分の 50 以上に相当する数又は額の株式等を、特定事業者が所有する関係

(2)	<p>次のイ又はロに該当し、かつ、外国関係法人等の役員その他これに相当する者（以下「役員等」という。）の総数の2分の1以上を特定事業者の役員又は職員が占める関係</p> <p>イ 当該外国関係法人等の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を当該特定事業者が所有していること。</p> <p>ロ 当該特定事業者の所有する当該外国関係法人等の株式等の数又は額が100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいかなる者が所有する当該外国関係法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p>
(3)	<p>外国関係法人等の株式等の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を、子会社（注）若しくは外国子会社（特定事業者が（1）又は（2）に規定する関係を有する場合における（1）又は（2）の外国関係法人等をいう。以下「子会社等」という。）又は子会社等及び特定事業者が所有する関係</p>
(4)	<p>次のイ又はロに該当し、かつ、外国関係法人等の役員等の総数の2分の1以上を、子会社等又は子会社等及び当該特定事業者の役員等又は職員が占める関係</p> <p>イ 当該外国関係法人等の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該特定事業者が所有していること。</p> <p>ロ 子会社等又は子会社等及び当該特定事業者の所有する当該外国関係法人等の株式等の数又は額が、当該外国関係法人等の株式等の総数又は総額の100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいかなる者が所有する当該外国関係法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p>

(注)「子会社」とは、特定事業者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の100分の50以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は次の1若しくは2に該当し、かつ、役員等の総数の2分の1以上を当該特定事業者の役員若しくは職員が占める関係を持っている他の事業者をいう。

- 1 発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該特定事業者が所有していること。
- 2 当該特定事業者の所有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

クロスボーダーローン、スタンバイ・クレジットを利用するためには、地域経済牽引事業計画において外国関係法人等を「地域経済牽引事業を共同して行おうとする者」として記載するとともに、別表1-1の備考欄に日本政策金融公庫による融資制度等の利用を希望する旨を記載する必要がある。

6 法第28条に規定する中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例

「事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立」による事業承継等を内容に含む承認地域経済牽引事業計画に従い、特定事業者が事業協同組合、企業組合又は協業組合を設立する場合には、通常必要となる発起人の数が「4人以上」であるところ、当該人数が「3人以上」となる。

7 法第29条に規定する被承継会社の事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等（事業譲渡の際の免責的債務引受の特例）

通常、企業が事業譲渡により債務を移転するには、債権者から個別に同意を得る必要があり、この同意がない場合、事業を譲り渡した企業は債務を免れないこととなる。

ただし、「事業の譲受け」による事業承継等を内容に含む承認地域経済牽引事業計画に従い、特定事業者（株式会社であるものに限る。）が事業の全部又は一部を譲渡する場合、当該特定事業者が債権者に対して通知（催告）し、1ヵ月以内に返事がなければ債権者の同意があったものとみなすことができ、より簡略な手続により債務を移転することが可能となる。

別添資料

(別添 1) 地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱

地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十五条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に基づき設置される地域経済牽引事業先進性評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関する事項を定めることにより、地域経済牽引事業が先進性を有する計画か否かについての評価を、適切に行うことを目的とする。

(構成)

第2条 評価委員会は経済産業省経済産業政策局に設置することとする。

- 2 評価委員会は、地域経済牽引事業が有する先進性を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等の評価委員で構成し、主務省庁の意見を踏まえて、経済産業省が評価委員を指名することとする。
- 3 地域経済牽引事業の先進性を評価する際には、2名以上の評価委員が評価を行うこととする。
- 4 透明性、公平性の観点から、次の条件に該当する評価委員については評価から外すこととする。
 - 一 当該事業の申請企業（子会社を含む。）の役員又は従業員及びその親族である者
 - 二 当該事業の申請企業の主要な顧客・取引先その他、事業活動について当該時点で利害関係を有する者
 - 三 その他の利害関係を有する者

(任期)

第3条 前条に定める評価委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。なお、再任を妨げない。

(評価委員の責務)

- 第4条 評価委員は、第2条第2項において先進性を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等として指名されたことを踏まえ、自らの専門的知識をもって独自の調査・検討を十分に行った上で、その先進性の有無を判断することをその責務とする。
- 2 評価委員は、前項の責務を果たすに当たって、経済産業省経済産業政策局において措置している委託事業を積極的に活用することとする。

(評価委員会の開催)

- 第5条 評価委員会は、地域経済牽引事業の申請状況等を勘案し、開催することとする。
- 2 評価委員会は、評価委員の招集を行わず、書面による決議の方法により評価委員の意見を求めることにより、評価委員会の決議に代えることができることとする。

3 次条第3項に該当する場合について、評価委員会は原則として招集により評価委員の意見を求めるものとする。ただし、評価委員の招集の調整が事務局において困難であると判断する場合については、書面により評価委員の意見を求めることができるものとする。

(決議)

第6条 評価委員の半数以上が、当該事業が先進性を有すると評価した場合には、当該事業は先進性を有すると認められたこととする。

2 当該事業について、1名以上の評価委員が、本ガイドライン第5・1(1)イ③aからcまでに該当すると判断した場合には、前項の規定にかかわらず、当該事業は先進性が無いと認められたこととする。

3 前項の場合以外の場合で、当該事業について、1名以上の評価委員が先進性が無いと評価した場合は、当該事業の評価を担当した全ての評価委員において合議を行った上、最終的な先進性の有無を評価するものとする。

4 各評価委員は、当該事業が先進性を有するか否かの判断の詳細について、別添2の様式に記載して提出するものとする。

5 各評価委員は、第3項における合議を行う際は、別添3の様式に再評価の詳細及び最終評価を記載して提出するものとする。

6 委員は、各々一個の議決権を有する。

(評価委員以外の者の意見)

第7条 必要に応じて、評価委員以外の者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、経済産業省経済産業政策局に事務局を設置し行うこととする。

(守秘義務)

第9条 評価委員は、地域経済牽引事業の内容及び業務上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。

(その他)

第10条 評価委員会は、この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項を定めることができる。

(別添2) 評価委員の先進性の評価に関する提出書面【様式】

(1) <先進性が認められないものの類型 a～c に該当するか>

※ それぞれ 150 文字程度以上で記載。いずれかに該当する場合は、(2)の記載は不要。

○ a に該当するか否か (その理由についても詳細に記載)

○ b に該当するか否か (その理由についても詳細に記載)

○ c に該当するか否か (その理由についても詳細に記載)

(2) <先進性の評価>

※ (1)での評価とは切り離して、改めて先進性の有無を判断すること

○ 「先進性が認められない場合」の詳細

※ 400 文字程度以上で記載

○ 「先進性が認められる場合」の詳細

※ 400 文字程度以上で記載 (先進性の類型 A～D のいずれに該当するか、その理由についても明記すること)

(別添3) 先進性の評価に係る合議に関する提出書面【様式】

(1) 別添2 (2) において自身と異なる評価を行った委員の記載を踏まえた意見

自身の評価に変更がある場合 (理由について記載)

自身の評価に変更がない場合 (理由について記載)

(2) 他の委員が記載した(1)を踏まえた意見

自身の評価に変更がある場合 (理由について記載)

自身の評価に変更がない場合 (理由について記載)

<最終評価>

先進性あり

先進性無し

(別添4) 法第25条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書

【様式1の1】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

1 対象事業者の住所及び名称

対象事業者の住所及び名称	(住所) (名称)
--------------	--------------

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

2 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

(変更承認日：)

※ 地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

3 承認地域経済牽引事業の名称

--

4 承認地域経済牽引事業の実施場所

--

5 承認地域経済牽引事業の概要及びその有する先進性

(1) 承認地域経済牽引事業の概要
(2) 事業の先進性の類型 (※該当する類型全てに○を付す。) 1 開発又は生産する商品の先進性 2 開発又は提供する役務の先進性 3 商品の生産又は販売の方式の先進性 4 役務の提供の方式の先進性
(3) 先進性の概要について

※ (1)について、地域経済牽引事業計画の申請書に記載している事業の概要を簡潔に記載すること。図表を用いることは可。(3)について、承認地域経済牽引事業が先進性を有することの詳細な説明を、(2)で○を付した項目ごとにそれぞれ 400～500 文字を目安と

して簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率（以下のいずれかを記載すること）

投資年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	(%)
投資年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値 × 100	(%)

※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※ 労働生産性の伸び率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-1に記入して提出し、投資収益率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-2に記入して提出すること。

7 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率 × 100	(%)
過去5事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率 × 100	(%)

※ 市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

8 減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名（ ）

種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定価額	取得予定時期

※ 「種類」には、法人税法施行令第13条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※ 複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

9 対象事業者が取得する予定の減価償却資産

対象事業者名	
前事業年度の減価償却費	

(1) 対象事業者が(2)及び(3)以外の場合（告示第1項第4号イ）	(円)
(2) 対象事業者が連結会社の場合（告示第1項第4号ロ）	(円)
(3) 対象事業者が告示第1項第4号ハに掲げる者の場合	(円)
減価償却資産の取得予定価額	(円)

- ※ 減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。
- ※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。
- ※ 外国法人等がその出資者に含まれる対象事業者は、告示第1項第4号ハに掲げる者に該当するか否かの判定の基礎となった資料を添付すること。また、(3)に該当する場合は、その円換算の基となった資料を添付すること。

10 対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程

添付書面の通り

- ※ 原則、対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類の添付で足りるものとする。
- ※ 取締役会その他これに準ずる機関で意思決定されたものであることが分かるようにすること。
- ※ 個人事業主や取締役会がない法人（合同会社等に該当する法人）の場合は、代表者の意思であることが確認できるようにすること。

11 旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

旧計画の名称	
旧計画の実施期間	
旧計画における投資年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	(%)
旧計画における投資年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値 × 100	(%)

- ※ 旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。）」とする。
- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入

して提出すること。

- ※ 上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5年間に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

【様式1の2】

法第25条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認を受ける対象事業者のうち、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が平成31年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件A-①）、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和5年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件A-②）、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和7年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件A-③）、または、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和6年9月2日以後であるものであって、対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすもの（以下上乗せ要件B）に該当するものとして確認を受ける場合には、本様式を記載し必要書類とともに提出すること。

- 以下の1～4のうち、上乗せ要件Aとして確認申請を行う場合は、1及び2を記載すること。
- また、上乗せ要件Bに該当するものとして確認申請を行う場合は、1～4全てを記載すること。
- なお、対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

必須記載事項整理表

要件	1						2	3		4
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		(1)	(2)	
A	①	どちらか一方	—	○	○	○	○	—	—	—
	②	どちらか一方	—	○	○	○	○	—	—	—
	③	—	○	○	○	○	○	—	—	—
B	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○

1 付加価値増加率等に関する基準

上乗せ要件Aによる確認申請を行う場合は、(1)、(2)又は(3)のいずれか、及び(4)～(6)を記載すること。また、上乗せ要件Bによる確認申請を行う場合は、(1)、(2)及び(4)～(6)の全てを記載すること。

(1) 対象事業者の付加価値額増加率

対象事業者名	
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	(円)
対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	(円)
付加価値額増加率・・・ $(A-B) \div B \times 100$	(%)

※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

(2) 対象事業者の平均付加価値額および承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額
(当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和5年4月1日以後である場合)

対象事業者名	
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	(円)
対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	(円)
平均付加価値額・・・ $(A+B) \div 2$	(円)
承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額	(円)

※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

※ 承認地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額を記載すること。

(3) 対象事業に係る業種

(当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和7年4月1日以後である場合)

業種名	
同意基本計画名	
告示第1項第5号	

イ(3) (i) 又は (ii) の該当区分	
---------------------------	--

- ※ 日本標準産業分類に掲げる中分類項目を記載すること。
- ※ 指定業種が記載されている同意基本計画名を記載するとともに、当該同意基本計画を添付すること。
- ※ 日本標準産業分類は、以下の総務省HPで確認することができる。
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html
- ※ 告示第1項第5号イ(3) (ii) に規定する特定取引先の行う事業が指定業種に該当する場合は、当該事業の業種名を記載するものとし、告示第1項第5号イ(3) (ii) に該当することを証する書類（当該特定取引先の名称、当該事業の概要、取引状況が分かる資料など）を添付するものとする。

(4) 常時使用する従業員数（前事業年度末時点）

常時使用する従業員数	人
（上乗せ要件Bを利用する場合のみ） 産業競争力強化法第2条第23項に規定する中小企業者、みなし大企業でないことについて、右記チェック欄にチェックを入れること。	<input type="checkbox"/>

- ※ 常時使用する従業員（以下、「常用従業者」という。）は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、該当しない。
- ※ （未来法上の中小企業者である場合のみ）申請に当たってはその根拠資料を示すこと。根拠資料は、直近の確定申告書類（法人事業概況説明書）、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳のほか、従業員名簿等の事業者が作成する任意の書類等が想定される。
- ※ （上乗せB類型を利用する場合のみ）みなし大企業でない場合は、株主リスト、株主名簿等の株主の一覧表（各株主の出資比率がわかる書類）を根拠資料として提出すること。
- ※ 産業競争力強化法上の中小企業者については、下記経済産業省HPで確認することができる。
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

(5) 資本金（前事業年度末時点）

（千円単位）

千円

- ※ 上記資本金額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

(6) 業種（日本標準産業分類細分類（4桁）にて記載）（※牽引事業者の業種）

分類番号（4桁）	
業種名	

日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号（4桁）を記載すること。

別業種に属する複数の事業を持つ場合は当該事業者の「主たる事業」に該当する業種を記載すること。「主たる事業」は、売上高・付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業を指す。

2 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率及び投資収益率

投資年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	(%)
投資年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値 × 100	(%)

※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入して提出すること。

3 産業競争力強化法第34条の2第1項に規定する特定中堅企業者にかかる基準

(1) 常用従業者数の伸び率及び平均給与支給総額

前事業年度の平均給与支給額	百万円
3事業年度前比の常用従業者数からの伸び率	(%)

(2) 直近3事業年度いずれかの売上高成長投資額比率

①設備投資額 (有形固定資産)	売上高比	(%)
②無形固定資産投資額 (ソフトウェア・特許権・のれん等)	売上高比	(%)
③研究開発の額	売上高比	(%)
④教育訓練費の額	売上高比	(%)

※ 上記①～④のうち、業種別平均を超えるものをいずれか1つ選択し、記載すること。

4 パートナーシップ構築宣言の有無

パートナーシップ構築宣言の登録日	
パートナーシップ構築宣言のURL	

※ 「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストから、「パートナーシップ構築宣言の登録日」とURLを転記すること。

※ パートナーシップ構築宣言の宣言法人は、様式1の「1. 対象事業者の住所及び名称」の「名称」に記載する法人と必ず一致させること。

【様式2】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

1 対象事業者の住所及び名称

対象事業者の住所及び名称	(住所) (名称)
--------------	--------------

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

2 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

(変更承認日：)

※ 地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

3 承認地域経済牽引事業の名称

--

4 承認地域経済牽引事業の実施場所

--

5 承認地域経済牽引事業の概要

--

※ 製品や役務の概要等を30行以内で簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

6 特定非常災害による被害に係る事項

特定非常災害の名称	
特定非常災害に基因する罹災証明書又はこれに準ずる書類の交付の有無（いずれかに丸印を付すこと。）	有 ・ 無

※ 特定非常災害に起因する罹災証明書又はこれに準ずる書類の交付のある事業者については、当該書類の写しを添付すること。交付のない事業者については、別紙3を提出すること。

※ 罹災証明書に準ずる書類とは、市町村が条例等に基づき発行する被災証明書等をいう。

7 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率（以下のいずれかを記載すること）

投資年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	(%)
----------------------------------	-----

投資年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値 ×100	(%)
-----------------------------------	-----

※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※ 労働生産性の伸び率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-1に記入して提出し、投資収益率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-2に記入して提出すること。

8 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率 ×100	(%)
過去5事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率 ×100	(%)

※ 市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

9 減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名 ()

種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定価額	取得予定時期

※ 「種類」には、法人税法施行令第13条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※ 複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

10 対象事業者が取得する予定の減価償却資産

対象事業者名	
前事業年度の減価償却費	
(1) 対象事業者が(2)及び(3)以外の場合 (告示第1項第4号イ)	(円)
(2) 対象事業者が連結会社の場合 (告示第1項第4号ロ)	(円)
(3) 対象事業者が告示第1項第4号ハに掲げる者の場合	(円)

減価償却資産の取得予定価額	(円)
---------------	-----

- ※ 減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。
- ※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。
- ※ 外国法人等がその出資者に含まれる対象事業者は、告示第1項第4号ハに掲げる者に該当するか否かの判定の基礎となった資料を添付すること。また、(3)に該当する場合は、その円換算の基となった資料を添付すること。

1.1 対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程

添付書面の通り

- ※ 原則、対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類の添付で足りるものとする。
- ※ 取締役会その他これに準ずる機関で意思決定されたものであることが分かるようにすること。
- ※ 個人事業主や取締役会がない法人（合同会社等に該当する法人）の場合は、代表者の意思であることが確認できるようにすること。

1.2 旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

旧計画の名称	
旧計画の実施期間	
旧計画における投資年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	(%)
旧計画における投資年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値 × 100	(%)

- ※ 旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。）」とする。
- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入して提出すること。
- ※ 上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5年間に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

(別添5) 法第15条に規定するみなし特定事業者の特例又は法第19条に規定する中小企業信用保険法の特例に関する書面の例

●●年●●月●●日

(あて先) ●●県●●課 御中

(申請者) 株式会社●●

住所

代表者名

(地域経済牽引事業として行う事業の事業名) ●●

承認地域経済牽引事業の実施に係る確認申請書

当社は、(特定事業者として) ●●年●●月●●日付で申請した地域経済牽引事業計画に沿って、承認地域経済牽引事業を次の通り実施しておりますので、確認をお願いいたします。

<承認地域経済牽引事業の実施実績>

確認日: ●●年●●月●●日

承認地域経済牽引事業の実施に係る確認書

上記事業者が、(特定事業者として) ●●年●●月●●日付で申請した地域経済牽引事業計画に沿って、承認地域経済牽引事業を実施していることを確認いたしました。

●●県●●課

【みなし特定事業者の特例に関する留意事項】

- 令和2年9月30日以前に地域経済牽引事業計画の承認申請を行った事業者は、みなし特定事業者の特例の活用にあたって「承認地域経済牽引事業の実施に係る確認申請書」の提出が必要です。
- みなし特定事業者の特例を利用する場合は、下線のとおり「特定事業者として」と記載してください。
- 「承認地域経済牽引事業の実施に係る確認申請書」を提出する際には、地域経済牽引事業計画の承認申請時に特定事業者であったことを示す書類を添付してください。

※特定事業者であったことを示す書類の例

従業員数：直近の確定申告書類（法人事業概況説明書）、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳、従業員名簿等の事業者が作成する任意の書類等

【中小企業信用保険法の特例に関する留意事項】

- 本通知とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
- 金融機関又は信用保証協会に地域経済牽引事業関連保証に係る審査を申し込むに際しては、上記の確認日から1年以内に、本書面を添えて申込みを行うことが必要です。
- 承認地域経済牽引事業を実施する前である場合、＜承認地域経済牽引事業の実施実績＞の欄には事業実施のための準備の実績などを記載してください。